

回覧									

平成 30 年 5 月
都市計画課

市民の皆様へ

民泊（住宅宿泊事業）を始める施設には 事前にお知らせ看板が設置されます。

本市では、民泊を始める方と地域の皆様の良好な近隣関係の構築のため「まちづくり条例」による手続きを義務化しました。

＜条例の手続き＞

- ① 民泊を始めようとする施設に、概要を記載したお知らせ看板が設置されます。



お知らせ看板が設置されます。

- ② 住民の皆様は、看板の内容を確認し、疑問点があれば、看板に記載のある連絡先に問合せをすることができます。
- ③ 事業者は、問合せがあった場合、説明等を住民の皆様に行います。

さらに・・・

民泊について、地域でルールをつくることができます。



地域のまちづくりルール（まちづくり協定）を定めることで、民泊を制限することが可能です。地域の皆様による勉強会や、地域内の土地・建物所有者の合意が必要となります。詳しくは都市計画課にご相談下さい。



裏面に続く

Q1 民泊とは、どのような施設ですか？

宿泊料を受けて、「住宅」に人を宿泊させる施設です。

※「住宅」には戸建て住宅の他、共同住宅や長屋なども含みます。

Q2 民泊はどこでも営業できるのですか？

民泊は、工業専用地域と市街化調整区域では営業できません。

その他の地域では、住宅宿泊事業法により年間 180 日の営業が認められていますが、金沢市では条例により、住居専用地域などの用途地域で、平日の営業を制限しています。（年間約 60 日に制限）

住居専用地域		第1種住居地域		第2種 住居 地域	準 住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準 工業 地域	工業 地域	都市 計画 区域 外
第 1, 2 種 低層	第 1, 2 種 中高層	3000m ² 超	3000m ² 以下							
平日× (約 60 日)				180 日					平日× (約 60 日)	180 日

◆金沢市ホームページで確認できます。

○「民泊」について

(<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23820/kankyau/kanazawajuutakushukuhakujigyohou.html>)

○「まちづくり条例」について

(http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29001/matidukurijyourei/midasi_2.html)

○「用途地域」について→「金沢市まちづくり支援情報システム」

(<http://www2.wagamachi-guide.com/kanazawa-mss/>)

金沢市まちづくり支援情報システム

検索



詳しくは都市計画課までお問い合わせください

金沢市都市整備局都市計画課

TEL：076-220-2353、FAX：076-222-5119

MAIL：tokei@city.kanazawa.lg.jp

金沢市広坂 1 丁目 1-1